

## ○都留市地下水保全条例施行規則

(平成 30 年 3 月 26 日規則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都留市地下水保全条例(平成 30 年都留市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、使用する用語の意義は、条例第 2 条の例による。

(井戸設置許可の申請等)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の許可を受けようとする者は、井戸設置(変更)許可申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 井戸を設置する一団の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 井戸を設置する場所の位置図(案内図)及び配置図
- (3) 井戸の深さを示す図面
- (4) 揚水機のカタログ
- (5) 揚水機により採取する地下水の水量を測定するための機器を設置する位置を示す図面
- (6) 他の水をもって代えることが困難な理由書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 条例第 10 条第 3 項及び附則第 2 項の届出は、井戸設置届出書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 井戸を設置する場所の位置図(案内図)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(許可等の決定の通知)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、井戸設置(変更)許可(不許可)通知書(様式第 3 号)によるものとする。

(工事着工の届出)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の届出は、工事着工届(様式第 4 号)によるものとする。

(工事完了の届出)

第6条 条例第13条第2項の届出は、工事完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 井戸の設置がわかる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(地下水の採取量等の報告)

第7条 条例第14条第1項の規定による報告は、毎年6月末までに前年度分の井戸の使用状況を、井戸使用状況報告書(様式第6号)により、市長に提出するものとする。

(氏名変更等の届出)

第8条 条例第15条の規定による届出は、氏名(名称、住所)変更届(様式第7号)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第9条 条例第16条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第8号)によるものとする。

(井戸廃止の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、井戸廃止届出書(様式第9号)によるものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、井戸の廃止に伴う確認を行い、井戸廃止確認通知書(様式第10号)により井戸設置者に通知するものとする。

(許可の取消しの決定の通知)

第11条 市長は、条例第18条各項の規定による井戸の設置許可の取消しを決定したときは、井戸設置(変更)許可取消決定通知書(様式第11号)により井戸設置者に通知するものとする。

(身分を示す証明書)

第12条 条例第19条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(勧告)

第13条 条例第21条の勧告は、勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(命令)

第 14 条 条例第 22 条及び附則第 8 項の規定による命令は、命令書(様式第 14 号)により行うものとする。

(措置の届出)

第 15 条 条例第 23 条の届出は、措置完了届(様式第 15 号)によるものとする。

(公表の方法)

第 16 条 条例第 24 条第 1 項及び附則第 9 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 井戸設置者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 井戸設置者の住所(法人にあつては、所在地)
- (3) 命令の内容及び正当な理由がなく当該命令に従わなかつた旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 条例第 24 条第 2 項の通知書は、公表通知書(様式第 16 号)によるものとする。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

井戸設置(変更)許可申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

井戸設置届出書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

井戸設置(変更)許可(不許可)通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

工事着工届

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

工事完了届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

井戸使用状況報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

氏名(名称、住所)変更届

[別紙参照]

様式第 8 号(第 9 条関係)

承継届出書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

井戸廃止届出書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)

井戸廃止確認通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

井戸設置(変更)許可取消決定通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

身分証明書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 13 条関係)

勸告書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 14 条関係)

命令書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 15 条関係)

措置完了届

[別紙参照]

様式第 16 号(第 16 条関係)

公表通知書

[別紙参照]